

高等学校等就学支援金制度の 拡充について

文部科学省では、家庭の状況にかかわらず、意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高校生等の授業料を支援する「高等学校等就学支援金」を支給しています。令和8年3月に、支給に関する法律、関連の施行令（政令）及び施行規則（省令）を改正し、4月から、新しい制度が開始しています。

1

制度改正の目的

高校教育には将来の日本社会を担う人材を育成・輩出することがより一層期待されており、経済的事情はもとより、公立・私立の別に関わりなく、生徒一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばす教育を行っていくことが求められています。今回の制度改正は、こうした高校教育を取り巻く背景を踏まえて、将来の日本社会を担う人材を育成するため、授業料の支援を拡充することにより、生徒の学びの選択肢を広げることを目的としています。

2

新たな制度の概要

新しい制度の概要は以下のとおりです。

(1) 法改正の概要

① 目的規定の見直し

・ 現行の目的規定を改正し、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、その経済的な状況にかかわらず就学支援金の支給を受けることができるようにすることにより、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることとしました。

② 受給資格の見直し

・ 所得制限を撤廃し、就学支援金の支給に当たって保護者等の収入の状況を問わないこととしました。
・ 支給対象者を、日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者としてしました。

③ 費用負担の見直し

・ 都道府県が行う就学支援金の支給に要する費用について、国が全額負担することを改め、国がその4分の3を負担することとしました。

④ 経過措置

・ 改正法の施行の前日から引き続き高等学校等に在学する者が、本改正により支給対象者から外れる場合には、なお従前の例により就学支援金の支給を受けることができるよう措置するなど、経過措置について規定しました。

⑤ 検討規定

・ 政府は、この法律の施行後3年以内に、新法の規定に

ついて、その施行の状況等を勘案しつつ、就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしました。

(2) 政令改正の概要

① 就学支援金の支給限度額

- 就学支援金の支給限度額は、次のとおりとしました。

区分	国立	公立	私立
高等学校全日制	9,600円	9,900円	38,100円
高等学校定時制	9,600円	2,700円	38,100円
高等学校通信制	9,600円	520円	28,100円
中等教育学校後期課程全日制	9,600円	9,900円	38,100円
中等教育学校後期課程定時制	9,600円	2,700円	38,100円
中等教育学校後期課程通信制	9,600円	520円	28,100円
特別支援学校高等部	400円	400円	38,100円
高等専門学校	19,550円	19,550円	38,100円
専修学校（通信制を除く）	13,900円	38,100円	38,100円
専修学校通信制	13,900円	28,100円	28,100円
各種学校	9,600円	38,100円	38,100円
特定教育施設	9,900円	38,100円	38,100円
高等学校、中等教育学校後期課程及び専修学校のうち、単位数に応じて授業料の額を定めるもの	支給総額が1,371,600円を超えない範囲内において、履修単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額		

(3) 省令改正の概要

① 支給対象高等学校等の見直し

- 支給対象高等学校等から、各種学校のうち、外国人を専ら対象にするものである、いわゆる外国人学校を外すこととしました。

② 永住者の在留資格をもって在留する者に準ずる者

- 永住者の在留資格をもって在留する者に準ずる者は、次のi～iiiのいずれかに該当する者としてしました。

(i) 出入国管理及び難民認定法（入管法）別表第1の4の表の家族滞在の在留資格をもって在留する者であって、次のいずれにも該当する者

- 本邦において、小学校等及び中学校等を卒業又は修了した者
- 高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められる者

(ii) 入管法別表第2の日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

(iii) 入管法別表第2の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、永住する意思があると認められる者

③ 単位制授業料に係る支給限度額

- 単位制授業料に係る就学支援金の1単位当たりの支給限度額は、次のとおりとしました。

区分	国立	公立	私立
高等学校全日制	4,668円	4,812円	18,528円
高等学校定時制	4,668円	1,740円	18,528円
高等学校通信制	4,668円	336円	13,668円
中等教育学校後期課程全日制	4,668円	4,812円	18,528円
中等教育学校後期課程定時制	4,668円	1,740円	18,528円
中等教育学校後期課程通信制	4,668円	336円	13,668円
専修学校（通信制を除く）	6,756円	18,528円	18,528円
専修学校通信制	6,756円	13,668円	13,668円

④ 経過措置

- 改正省令の施行の日前から引き続きいわゆる外国人学校に在学する者については、なお従前の例により就学支援金の支給を受けられるように措置しました。

(4) 法律上の支援の対象外となる生徒への修学支援

新たな制度の対象外となる外国籍生徒及び外国人学校の生徒については、予算事業である「高校生等・新修学支援」により、従前と同等の支援が受けられるように措置しました。

3

授業料以外の支援の充実

令和8年度からは、教科書費や学用品費など、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」についても、支援の対象を中所得世帯（年収約490万円程度）まで拡充しています。



「高校生等への修学支援」で検索